

うるま市役所西棟自動販売機設置事業者募集仕様書

1 入札の概要

うるま市役所西棟に設置する自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置事業者を公募（貸付料を競う、制限付一般競争入札）により募集する。

2 設置募集台数

西棟地下階	: 4 台
西棟 1 階	: 1 台
西棟 2 階	: 1 台
西棟 3 階	: 1 台
合計	: 7 台

3 自動販売機の場所（貸付物件）

所 在：うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号 うるま市役所西棟

貸付面積：1 台あたり 1 m²以内（幅 1m 以内、奥行き 0.8m 以内を基本とする。但し、市が設置場所の周囲に支障がないと認め、かつ隣接する自動販売機設置業者間で合意した場合は、1 m²以内で幅・奥行きを調整することが出来る。）

例. ○ 幅 1.186m × 奥行 0.75m = 0.8895 m² ≤ 1 m²

× 幅 1.340m × 奥行 0.75m = 1.005 m² ≥ 1 m²

場 所：地下階、1 階、2 階、3 階（位置図・平面図は別紙参照）

用 途：自動販売機の設置

4 設置内容

(1) 設置の根拠

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付により設置するものとする。

(2) 賃貸借契約期間

ア 賃貸借契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

イ 賃貸借契約は原則、前項に規定する期間の満了により終了する。

（撤去に伴う原状回復の期間を含む。）

(3) 貸付料

ア 貸付料については、入札書に記載された金額（年額で税抜価格）に 100 分の 110（消費税相当分）を掛けた額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

イ 貸付料は、年度毎に市が指定する期日までに、一括前納しなければならない。

※ 貸付料の消費税相当分については、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算定した額とする。

ウ 貸付期間に1年未満の月数がある場合は、月割により計算するものとする。

(4) その他費用

ア 整備、運営及び維持管理、修繕、撤去等に係る費用については、貸付料とは別に設置事業者の負担とする。

イ 自動販売機で使用した電気料金については設置事業者の負担とする。

(設置事業者が子メーターを設置し、計測された電気使用量から市が算定した電気料金を支払うものとする。)

5 使用条件等

(1) 自動販売機の種類

自動販売機は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)に沿い、エネルギー消費効率の良い自動販売機を設置すること。

(2) 取扱商品

取扱商品は、原則缶、びん、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水のみとし、酒類の販売は対象外とする。

(3) 商品価格の設定

販売品の売価は、標準販売価格（定価）の範囲内で設置事業者が任意に設定することができる。

(4) 設置に伴う関係法令上の手続き

設置に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて設置事業者の負担において行い、市からの要請があった場合は、申請・届出等の状況を市に報告すること。

(5) 商品の仕入れ管理方法

仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵については、設置事業者がすべて責任を負うこと。

また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品は適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等は厳守すること。

(6) 食品衛生法に係る自動販売機の取り扱い

食品衛生法の規制の対象となる自動販売機で清涼飲料水等を販売、取り扱う場合は、法令で定める条項に加え、日本自動販売協会及び日本自動販売システム機械工業会が定めた「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱い要領及び規格基準」を遵守すること。

(7) 据付方法

自動販売機の据え付けにあたっては、JIS 規格「自動販売機の据付基準」及び JIS 規格を補完する業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」に基づく設置方法または、JIS 規格同等以上の安全性が確保できる据付方法を採用し、設置すること。

(8) 自動販売機販売管理者の表示

自動販売機販売管理者の名称・住所・電話番号を統一ステッカー又は同等の内容が記されたものの貼付等により必ず明記すること。

なお、貼付については、自動販売機の利用者から見えやすい場所に貼付し、かつ、その表示が利用者に十分認識可能でなければならない。

(9) 商品の補充及びつり銭の補充

設置事業者は、少なくとも月に 1 回以上自動販売機の点検を行い、商品の補充及びつり銭の補充を行わなければならない。

(10) 緊急時の対応

設置事業者は、自動販売機の故障または、商品の入れ違い等が発生した場合に、現場確認を行い、早急適切に対応を行うこと。

(11) 停電対策

受変電設備の法定点検等による停電時は、設置事業者にて必要な対策を施すこと。

(12) 防犯対策

設置事業者は、自動販売機の防犯対策を自ら行うこと。

(13) 販売実績報告

次回公募の参考資料とする為、設置事業者は 1 年間の販売実績（1 台ごとの販売数量、販売金額）を取りまとめ、毎年 4 月末までに市に販売実績報告書（任意の様式で可）を提出すること。

6 使用の制限等

(1) 貸付物件の制限

ア 設置事業者は、貸付物件を自動販売機設置による営業以外の用途に供してはならない。

イ 設置事業者は、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、転貸、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をすることができない。

ウ 設置事業者は、貸付等対象物件の使用にあたり、建物等の形状を変改することはできない。ただし、あらかじめ市から書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(2) 設置事業者の義務

ア 設置事業者は、貸付物件について最善の注意をもって、防犯、防火等の安全確保に努め、使用しなければならない。

イ 設置事業者は、自動販売機を使用して行う事業に伴う一切の責任を負う。

ウ 設置事業者は、市が自動販売機の管理上必要な事項を設置事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

エ 設置事業者は、自動販売機の設置・運営・管理にあたっては、市の業務の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

オ 設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に掛かる費用は設置事業者の負担とする。

7 参考データ

売り上げ本数

場所	令和5年度	令和6年度
1 西棟地下①	3, 419	4, 054
2 西棟地下②	6, 576	5, 070
3 西棟地下③	3, 024	3, 246
4 西棟地下④	1, 683	1, 727
5 西棟1階⑤	8, 110	8, 273
6 西棟2階⑥	2, 488	2, 621
7 西棟3階⑦	5, 192	7, 561

8 その他

- (1) この仕様書に定めのないものについては、原則、関係法令及び公的機関の定める基準等を準用するものとする。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、設置・運営・管理に際し必要な事項が生じた場合は市と協議すること。







